平成24年12月土佐清水市議会定例会会議録

第17日(平成24年12月20日 木曜日)

議事日程

日程第1 報告第12号「専決処分した事件の承認について(平成24年度土佐清水市一般会計補正予算(第4号))」の報告1件及び議案第55号「平成24年度土佐清水市一般会計補正予算(第5号)について」から議案第71号「土佐清水市立中央公民館の指定管理者の指定について」までの議案17件、計18件(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第2 委員会の閉会中の継続審査について

日程第3 議会政治倫理条例制定特別委員会調査結果報告について

日程第4 議員派遣について

 $\sim\sim\sim\sim$ · $\sim\sim\sim\sim$

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4

 $\sim\sim\sim\sim\cdot\sim\sim\sim\sim$

議員定数 14人

現在員数 14人

 $\sim\sim\sim\sim\cdot\sim\sim\sim\sim$

出席議員 13人

1 番	矢里	矢野川		平	君		2 番	森		_	美	君
3番	小	Ш	豊	治	君		4番	西	原	強	志	君
5番	永	野	裕	夫	君		6番	岡	林	喜	男	君
7番	永	野		修	君		8番	岡	﨑	宣	男	君
9番	瀧	澤		満	君	1	0番	岡	林	守	正	君
11番	仲	田		強	君	1	3番	橋	本	敏	男	君
14番	武	藤		清	君							

 $\sim\sim\sim\sim$. $\sim\sim\sim\sim$. $\sim\sim\sim\sim$

欠席議員

12番 井村敏雄君

 $\sim\sim\sim\sim$ · $\sim\sim\sim\sim$

事務局職員出席者

議会事務局長 岡﨑 光正 君 局 長 補 佐 亀谷 幸則 君 議事係 長 池 正澄 君 主 査 宮地 一豊 君 主 幹 稲田 誠君

 $\sim\sim\sim\sim\cdot\sim\sim\sim\sim$

出席要求による出席者

市 杉村 章生 君 吉村 博文 君 長 副 市 長 会 計 管 理 者 酒井 紳三 君 税務課長補佐 野村 仁美 君 兼会計課長 企画財政課長 順行 君 務 課 長 山崎 俊二 君 山田 総 消防次長兼 消 防 長 濱田 益夫 君 弘田 正明 君 消 防署 健康推進課長 毅 君 福祉事務所長 二宮 真弓 山下 君 環境課長兼 市民課長 横山 周次 君 坂本 和也 君 清掃管理事務所長 まちづくり 産業振興課長 木下 司 君 泥谷 光信 君 対 策 課 長 産業基盤課長 磯脇 堂三 君 水 道 課 長 山本 曹 君 じんけん課長 中山 直喜 君 しおさい園長 倉本 和典 村上 康雄 教育委員長 山脇 純子 君 教育 長 君 生涯学習課長兼 学校教育課長 黒原 一寿 君 山下 博道 君 中央公民館長 教育センター所長 選挙管理委員会 兼少年補導センター 武政 聖 君 徳井 直之 君 事 務 局 長

監査委員事務局長 中山 優 君

 $\sim\sim\sim\sim\cdot\sim\sim\sim\sim$

午前10時 0分 開 議

○議長(岡林守正君) 定刻でございます。

ただ今から平成24年12月土佐清水市議会定例会第17日目の会議を開きます。 この際、本日の欠席者についてご報告いたします。

12番井村敏雄君が所用のため、欠席する旨、届け出がありましたので報告いたします。 日程第1、市長提出報告第12号「専決処分した事件の承認について(平成24年度土佐清 水市一般会計補正予算(第4号))」の報告1件及び議案第55号「平成24年度土佐清水市 一般会計補正予算(第5号)について」から議案第71号「土佐清水市立中央公民館の指定管 理者の指定について」までの議案17件、計18件を一括議題といたします。

ただ今から、各委員長の審査結果について報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 西原強志君。

(予算決算常任委員会委員長 西原強志君登壇)

- **〇予算決算常任委員会委員長(西原強志君)** 今期定例会で付託を受けました事件について、 その審査の概要と結果について報告をいたします。
- 1、議案第55号「平成24年度土佐清水市一般会計補正予算(第5号)について」
- (1) 歳入については、特に意見もなく了承いたしました。
- (2)歳出中、4款2項2目11(4)節 塵芥処理費の印刷製本費について説明を求めました。

説明によりますと、粗大ごみ有料化に伴う処理券の印刷10万枚分36万円のほか、ごみ分別チラシ1万枚分26万円を計上しているとのことであります。

このうち、ごみ有料化に伴う処理券の取り扱いについては、現在、ごみ袋を販売している約 100店での販売を予定しているとのことであります。

また10万枚の処理券を作成することについては、平成23年度の粗大ごみ処理の実績から3万3,000枚分を見込むとともに、ごみ有料化について初年度から枚数が不足とならないよう、合計で10万枚としたいとのことであります。

これに対し、委員からは前年度の粗大ごみの収集量を予測しているとのことであるが、粗大 ごみを減量するため、有料化するものと判断するので、3万3,000枚の利用が少なくなるよ うな働きかけが必要ではないか。処理券が売れたらよいということでもない等の意見が出され ました。

その他、歳出については、特に意見もなく、了承いたしました。

2、報告第12号「専決処分した事件の承認について(平成24年度土佐清水市一般会計補正 予算(第4号))」

議案第56号「平成24年度土佐清水市水道会計補正予算(第1号)について」

議案第57号「平成24年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)に ついて」

議案第58号「平成24年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算(第3号)について」 議案第59号「平成24年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算(第 1号)について」 以上、5件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました予算案について、それぞれ承認、原案のとおり 可決いたしました。

〇議長(岡林守正君) 総務文教常任委員会委員長 橋本敏男君。

(総務文教常任委員会委員長 橋本敏男君登壇)

- ○総務文教常任委員会委員長(橋本敏男君) 今期定例会で付託を受けました事件について、 その審査の概要と結果について報告をいたします。
- 1、議案第64号「土佐清水市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

委員から、粗大ごみの収集を有料化することで、不法投棄が増加することが懸念されるため、 その対策を求める意見や粗大ごみ収集日前後において、ルールを無視した廃棄がこれまで幾度 ともなくあるので、夜間の対応など、監視の徹底を求める意見も出されました。

執行部から、監視カメラ等の設置を行い、不法投棄者に対する牽制を行うなど、具体的な対策が示されたところでありますが、夜間対応などを含め、監視の効果的な対策をさらに講じるよう要請し、本件は採決の結果、全会一致で可決といたしました。

2、議案第71号「土佐清水市立中央公民館の指定管理者の指定について」

委員から、指定管理者に委託することで、民間の発想や経営ノウハウが生かされることは結構であるが、遵守すべき事項は確実にし、これまで行政が行ってきたサービスが指定管理者となったため低下したということがないよう指導を行うとともに、定期的なモニタリングを行うことも必要ではないか等の意見が出されました。

また、初めての指定管理となるため、委託期間は5年とせず、3年間でよいのではないかと の意見が出されたところでありますが、採決の結果、全会一致で可決といたしました。

3、議案第65号「土佐清水市課設置条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第68号「幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について」

議案第69号「土佐清水市立市民文化会館の指定管理者の指定について」

議案第70号「土佐清水市立市民図書館の指定管理者の指定について」

以上4件につきましては、特に意見もなく、了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、原案のとおり可決いたしました。 よろしくお願いをいたします。

〇議長(岡林守正君) 産業厚生常任委員会委員長 永野 修君。

(産業厚生常任委員会委員長 永野 修君登壇)

○産業厚生常任委員会委員長(永野 修君) 今期定例会で付託を受けました事件について、

その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第60号「土佐清水市水道の布設工事監督者及び水道技術者に関する条例の制定について」

議案第61号「土佐清水市営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について」

議案第62号「土佐清水市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第63号「土佐清水市給水条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第66号「土佐清水市特別導入型肉用牛貸付基金条例を廃止する条例の制定につい て」

議案第67号「土佐清水市の消費生活相談等の事務の委託の廃止について」

以上6件につきましては、特に意見もなく、了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(岡林守正君) 以上で、各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただ今から委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) 質疑なしと認めます。

以上で、予算決算常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

予算決算常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

次に、総務文教常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(岡林守正君) 質疑なしと認めます。

以上で、総務文教常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

総務文教常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

次に、産業厚生常任委員会委員長は、委員長席にご着席を願います。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) 質疑なしと認めます。

以上で、産業厚生常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

産業厚生常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

以上で、委員長報告に対する質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時12分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長(岡林守正君) 休憩前に続いて会議を開きます。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決に入ります。

報告第12号「専決処分した事件の承認について(平成24年度土佐清水市一般会計補正予算(第4号))」を採決いたします。

報告第12号「専決処分した事件の承認について(平成24年度土佐清水市一般会計補正予算(第4号))」に対する委員長の報告は、承認であります。

報告第12号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

〇議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、報告第12号は、承認されました。

次に、議案第55号「平成24年度土佐清水市一般会計補正予算(第5号)について」を採 決いたします。

議案第55号「平成24年度土佐清水市一般会計補正予算(第5号)について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第55号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立多数であります。

よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号「平成24年度土佐清水市水道事業会計補正予算(第1号)について」

を採決いたします。

議案第56号「平成24年度土佐清水市水道事業会計補正予算(第1号)について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第56号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号「平成24年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」を採決いたします。

議案第57号「平成24年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第57号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号「平成24年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算(第3号)について」を採決いたします。

議案第58号「平成24年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算(第3号)について」に 対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第58号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号「平成24年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算 (第1号) について」を採決いたします。

議案第59号「平成24年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算(第1号)について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第59号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号「土佐清水市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の

制定について」を採決いたします。

議案第60号「土佐清水市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第60号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号「土佐清水市営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について」を採決いたします。

議案第61号「土佐清水市営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第61号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号「土佐清水市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を 採決いたします。

議案第62号「土佐清水市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」に対する 委員長の報告は、原案可決であります。

議案第62号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号「土佐清水市給水条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第63号「土佐清水市給水条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第63号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号「土佐清水市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

の制定について」を採決いたします。

議案第64号「土佐清水市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定 について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第64号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(岡林守正君) 起立多数であります。

よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号「土佐清水市課設置条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第65号「土佐清水市課設置条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員 長の報告は、原案可決であります。

議案第65号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号「土佐清水市特別導入型肉用牛貸付基金条例を廃止する条例の制定について」を採決いたします。

議案第66号「土佐清水市特別導入型肉用牛貸付基金条例を廃止する条例の制定について」 に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第66号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号「土佐清水市の消費生活相談等の事務の委託の廃止について」を採決いたします。

議案第67号「土佐清水市の消費生活相談等の事務の委託の廃止について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第67号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号「幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について」を採決いたしま

す。

議案第68号「幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第68号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号「土佐清水市立市民文化会館の指定管理者の指定について」を採決いた します。

議案第69号「土佐清水市立市民文化会館の指定管理者の指定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第69号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号「土佐清水市立市民図書館の指定管理者の指定について」を採決いたします。

議案第70号「土佐清水市立市民図書館の指定管理者の指定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第70号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号「土佐清水市立中央公民館の指定管理者の指定について」を採決いたします。

議案第71号「土佐清水市立中央公民館の指定管理者の指定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第71号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

日程第2、委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

総務文教常任委員会委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしま した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

総務文教常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思います。 これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第3、議会政治倫理条例制定特別委員会調査結果報告についてを議題といたします。 ただ今から、議会政治倫理条例制定特別委員会の調査結果について報告を求めます。

議会政治倫理条例制定特別委員会委員長、森一美君。

(議会政治倫理条例制定特別委員会委員長 森 一美君登壇)

○議会政治倫理条例制定特別委員会委員長(森 一美君) 議会政治倫理条例制定特別委員会の調査結果報告を行います。

当特別委員会は、平成23年9月定例会におきまして、議会政治倫理条例の制定及びその実践に関することを調査事項として設置され、これまで14回の委員会を開催、議会政治倫理条例に関する調査活動を行ってまいりました。

この間に特別委員会として、条例素案を作成し、議員各位にお示ししたところでありますが、 議会政治倫理に関し、各議員の思いや解釈の違い等から、クリアにすべき部分や課題が多く残 され、その調整や意見の一致が得られず、現在に至っております。

また、平成24年9月定例会での条例案上程を目指し、調査活動を行ってまいりましたが、 それが困難との判断から、12月定例会まで延期したい旨、中間報告し、了承をいただいた経 過もございます。

しかしながら、現状では、条例案上程のめどが立たない状況となっております。このことについて、特別委員会で協議の結果、このままの状況での条例案上程に係る調査や意思の一致には限界があることから、条例案の上程は見送るとともに、特別委員会の存続についてもこのまま引き延ばすより、一旦解散し、議員間の意思統一を図りながら、当該条例の必要性について考えを整理すべきとの結論となりました。

特別委員会の性格上、早急な結論を求められているにもかかわらず、1年3カ月という時間を費やしながら、結果を出すことができなかったこと、特別委員会として結論を出せず解散すること等、あってはならないことと反省しております。

このことは、市民の皆様からの負託を受けて活動する議会として、その信頼を裏切る結果といっても過言ではありません。

また、委員会を統括する委員長として、議員や委員の意見の取りまとめや、円滑な委員会運営等、その責任も果たすことができませんでした。このことについても深く反省するところであります。これまでの当特別委員会の活動やその結果につきまして、市民の皆様、またご臨席の議員各位に深くおわび申し上げるとともに、当特別委員会として、調査活動はこれ以上困難であるため、調査を終了といたしたく、これをもって調査結果報告とさせていただきます。

○議長(岡林守正君) 議会政治倫理条例制定特別委員会の調査結果の報告は終わりました。 ただ今から、委員長報告に対する質疑に入ります。

議会政治倫理条例制定特別委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

議会政治倫理条例制定特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

6番、岡林喜男議員。

(6番 岡林喜男君自席)

- ○6番(岡林喜男君) 一つ伺いたいがですが、この意見の一致を見られなかった件について、 その中身をちょっと教えていただきたいがですけど。
- **〇議長(岡林守正君)** 議会政治倫理条例制定特別委員会委員長、森 一美君。

(議会政治倫理条例制定特別委員会委員長 森 一美君委員長席)

- ○議会政治倫理条例制定特別委員会委員長(森 一美君) いろいろ検討していただいたんで すが、私たちがつくりました素案の第4条第6号と第5条の関係について皆さんの意見の一致 を見ることができませんでした。
- ○議長(岡林守正君) 6番、岡林喜男議員。

(6番 岡林喜男君自席)

○6番(岡林喜男君) この条例、本当、すばらしい条例だと思います。その一番の要が、今、委員長から指摘のあった第4条の6とそれから5条にあると思うがですけど、この5条を倫理条例の中できちっと議員の皆さんに理解をいただいて、この倫理条例をつくるということが一番の要やったと思うわけよね。その要が皆さんの合意を見ることができなかったという、そこのあたり、ちょっと僕らには理解できんのです。せっかく、基本条例がありながら、この倫理条例をつくるという一番大きな骨子は、今、委員長からも示されたところにあると思うがですけど、この大事なところで統一することができなかったということで、そこのあたりが僕個人としては、どうしても理解できないのです。何のためにこの倫理条例をつくろうということに至ったのか、そこらあたりが全然僕らが理解できないんです。どうしてこの大事なところが意

見の一致を見ることができなかったのか。ここの大事なところを正すために、議会基本条例の上にこの倫理条例をつくるということで、この特別委員会をせっかく設置をして、それができなかったということですよね。そこがどうしても何のためにそうなってくると、倫理条例をつくるということに踏み切ったのか、スタートしたのか、そこらあたり、委員長の個人的な意見をちょっと聞きたいんですけど。

〇議長(岡林守正君) 委員長。

(議会政治倫理条例制定特別委員会委員長 森 一美君委員長席)

○議会政治倫理条例制定特別委員会委員長(森 一美君) 私個人としては、この種の条例については、

(「個人的の意見はちょっとおかしいんじゃないか。」という声あり)

〇議長(岡林守正君) 6番、岡林喜男議員。

(6番 岡林喜男君自席)

- ○6番(岡林喜男君) 委員長としての考えをお願いします。
- 〇議長(岡林守正君) 委員長。

(議会政治倫理条例制定特別委員会委員長 森 一美君委員長席)

○議会政治倫理条例制定特別委員会委員長(森 一美君) 一応、委員長としては、この条例については、全員一致で成立するのが基本ではないかとこういうふうに考えております。

それが4条の第6号、また5条に関しては、個人の身分、また議員の活動等にも支障を来す 可能性もあるという意見等もいただきました。

その意見等をずっと調整する段階で、どうしても意見の一致が見られなかったということです。

以上です。

〇議長(岡林守正君) 6番、岡林喜男議員。

(6番 岡林喜男君自席)

- **〇6番(岡林喜男君)** じゃあ今後、この中身、解散とか、どういう形になるのかちょっと今のところはその判断が僕自身もどういうような状況になるのか、ちょっと判断がつかんがですが、この後、どうなるがですか。この委員会は。
- 〇議長(岡林守正君) 委員長。

(議会政治倫理条例制定特別委員会委員長 森 一美君委員長席)

○議会政治倫理条例制定特別委員会委員長(森 一美君) 報告したとおり、各議員間で、また協議等をして、必要だということになると、また委員会を立ち上げて、成立を目指すべきだと私は思います。

○議長(岡林守正君) ほかに質疑の方はございませんか。

4番、西原強志議員。

(4番 西原強志君自席)

○4番(西原強志君) 昨年の6月に議会基本条例が制定されて、開かれた議会ということで、この議会政治倫理条例の特別委員会ができたと思うわけです。14回という回数も重ねて、論議、審議されて、本当に委員長のご苦労はわからんでもないですが、やはり中途半端でやめるということについては、私は疑義があります。今後も、この議会基本条例からして、開かれた議会、15条には議員の政治倫理についてうたわれておりますが、それに補完した条例ということで、特別委員会をつくってできたのでありますし、それから考えても、私としては、今後も継続してやるべきだと。それとある程度、全体的な皆さんの合意が得られなかったということはわからんでもないですが、11月19日のときに、議員の協議会で大体の意見は僕はまとまったというふうに思っていたわけです。今期定例会に提案されるものというふうに考えておりました。それがこういう形でこの特別委員会はこれで終了やということについては異議があります。

委員長として、今の6番議員からも言われたように、その意見と変わりはないけど、今後も、 続けてやってもらいたいというように私は考えていますが、委員長、一言お願いしたいと思い ます。

〇議長(岡林守正君) 委員長。

(議会政治倫理条例制定特別委員会委員長 森 一美君委員長席)

○議会政治倫理条例制定特別委員会委員長(森 一美君) 一応、全員協議会で皆様から意見をいただいて、なるべくというよりも、必ず全会一致で上程できるような方向に持っていきたいと思って努力しましたが、残念ながらこれは私の力不足か、できませんでした。

一応、今まで1年3カ月協議して、成立できないものを今後、そのままの状態で調査しても、成立は難しいと思いますので、一旦解散して、議員の皆さんが必要性を感じたときに、再度設立して成立を目指すべきだと判断しました。

〇議長(岡林守正君) 4番。

(4番 西原強志君自席)

○4番(西原強志君) それから、ちょっと1点だけお伺いしたいんですが、14回の会を開催したということはわかりますが、聞くところによりますと、委員の出席が悪かったというような話を受けております。その辺の状況は、委員長としてどのように考えているか、お伺いしたいと思います。

〇議長(岡林守正君) 委員長。

(議会政治倫理条例制定特別委員会委員長 森 一美君委員長席)

○議会政治倫理条例制定特別委員会委員長(森 一美君) 一応、本年の3月までの委員会の開催で、出席率が委員会を開催する人数はそろいましたが、5名の中で2名が欠席すると、お互いの意思を反映するような状態ではないときがありました。その結果について議長にお願いして、委員会に出席を求めるということを、会派を通じて伝えてほしいということを申し入れましたが、その後も何回か全員が出席できないというような、全員そろわないというような状態がありましたので、またお願いはしておりましたが、結果、このような状態になったのはまことに残念だと思います。

〇議長(岡林守正君) 14番、武藤 清君。

(14番 武藤 清君自席)

○14番(武藤 清君) 委員長、お尋ねしますが、この件につきましては、多分、永野 修 議員からの発議があって、特別委員会の設置に至ったというふうに思っております。

当初、私はオブザーバーで委員会に入っておったのですが、当初から私どもの会派の中でもいろんな論議も出たのですが、当然、発案者の永野 修議員が委員会にも入ってくるだろうし、事によっては、特別委員長になってもらうということがええわねという話もしておったところですが、その委員会へは入って来ずに、そのまま私の議長職終わったわけですが、倫理条例をつくるについての提案に至ったいろんな裏話は入っておりますけれども、委員会からどういう意図で、どういう趣旨で特別委員会をという提案があったということについてのご本人への確認ということは、委員会ではなかったわけですか。

〇議長(岡林守正君) 委員長。

(議会政治倫理条例制定特別委員会委員長 森 一美君委員長席)

- ○議会政治倫理条例制定特別委員会委員長(森 一美君) 直接本人に確認するということはいたしませんでしたが、話をしたときに、議員としての品格について十分検討してほしいというようなことをいただきましたので、その点を注意して調査しておりました。
- ○議長(岡林守正君) 14番。

(14番 武藤 清君自席)

- **〇14番(武藤 清君)** 特別委員会の中でのその発議者に対して意見を聞いたりとか、今、 委員長が多分個人的にではないかと思っておりますが、その個人的な話も含めて、特別委員会 でそのことを発議者の意見ということについて論議をしたという経過はないわけですか。
- 〇議長(岡林守正君) 委員長。

(議会政治倫理条例制定特別委員会委員長 森 一美君委員長席)

○議会政治倫理条例制定特別委員会委員長(森 **一美**君) そのような審議はしませんでした。

〇議長(岡林守正君) 14番。

(14番 武藤 清君自席)

○14番(武藤 清君) 今回の報告の内容から見ると、これで打ち切り、解散をしたいという報告でありますけれども、発議者に対しては、それで議長が解散、これで可決されると議長の解散宣言ということになるのかもしれませんが、委員会としてはそれで発議者に対しては、全くこういう経過になったという報告等も含めて、かかわりは全くなしということで始末をつけるということになるわけですか。

〇議長(岡林守正君) 委員長。

(議会政治倫理条例制定特別委員会委員長 森 一美君委員長席)

○議会政治倫理条例制定特別委員会委員長(森 一美君) 一応、先ほど開きました特別委員会で、この旨、各会派に持ち帰って、十分相談してほしいということもお願いしました。

直接、発議者のほうに問い合わせたり、こういう結果になりましたということを伝えたこと はありません。

○議長(岡林守正君) ほかに質疑の方はございませんか。

7番、永野 修君。

(7番 永野 修君自席)

〇7番(永野 修君) 先ほども私の名前が出ましたので、お尋ねしたいと思いますが、まず、その前に委員長に本当に14回のこの特別委員会について、非常にご苦労されたことについて、発議者という先ほど来、名前が出されましたので、私からも本当に感謝の意を表したいと思います。ご苦労さんでした。

それから、この報告書の中には、ほとんど半分に近いものが委員長のほんまに断腸の思いと言いますか、文章からはまとめることができなかったという思いが伝わってくるわけですけれども、その中で一つだけお尋ねしたいがですが、全員一致と委員長、先ほどから全員一致でと。それでやっていきたいというような発言があったと思いますが、この全員一致というのは、特別委員会の中で合意された事項でしょうか。それとも別のことで全員一致ということになったのでしょうか。そこはどういうことでしょうか。

〇議長(岡林守正君) 委員長。

(議会政治倫理条例制定特別委員会委員長 森 一美君委員長席)

○議会政治倫理条例制定特別委員会委員長(森 −美君) この種、議会に関する条例をつくる場合、前回の基本条例のときもそうでしたが、一応、皆さんの意見を尊重してやるべきであるということを私は思っておりましたので、そういうふうにさせていただきました。

〇議長(岡林守正君) 7番。

(7番 永野 修君自席)

- **〇7番(永野 修君)** もう一度、確認しますが、その全員一致のことで。これはこの特別委員会で皆さんの合意で全員一致ということではなしに、委員長の裁量で全員一致を目指したという判断でいいでしょうか。
- 〇議長(岡林守正君) 委員長。

(議会政治倫理条例制定特別委員会委員長 森 一美君委員長席)

- ○議会政治倫理条例制定特別委員会委員長(森 一美君) 委員長として、全員一致で成立させたいという意見を申し述べて、こういう結果になりました。
- 〇議長(岡林守正君) 7番。

(7番 永野 修君自席)

- **〇7番(永野 修君)** ですから、委員会では全員一致でいきましょうという合意のもとでやられたのか、委員長の裁量、判断で全員一致という判断で、今回は全員一致にならんので、こういう結果になったということでええかどうか、そこらあたりです。
- 〇議長(岡林守正君) 委員長。

(議会政治倫理条例制定特別委員会委員長 森 一美君委員長席)

- ○議会政治倫理条例制定特別委員会委員長(森 一美君) 全員に諮って、一応、私の意見と して、全員に諮りましたが、私の意見として通させていただきました。
- 〇議長(岡林守正君) 13番、橋本敏男君。

(13番 橋本敏男君自席)

○13番(橋本敏男君) 申しわけないんですが、議事進行でちょっとお願いしたいと思います。

今、委員長のほうから諮らせてもらったような旨の話があがりましたけども、そんなことは 委員会では一切ありません。諮ってもないですから。全会一致でないといかんということは。 その辺は委員長、きちっと答えていただきたいと思います。これを議題として機関決定したこ とは全くとないというふうに私は記憶しておりますので、今の話はちょっとおかしいのではな いかと思います。

〇議長(岡林守正君) 委員長。

(議会政治倫理条例制定特別委員会委員長 森 一美君委員長席)

- ○議会政治倫理条例制定特別委員会委員長(森 一美君) 確かに機関決定はしておりませんが、この報告については、委員長にお任せ下さいとお願いしたと思います。
- 〇議長(岡林守正君) 13番。

(13番 橋本敏男君自席)

○13番(橋本敏男君) しっかり質疑の中で、7番の議員のほうから確認がありましたので、 正確なきちっとした委員会対応の形を答えていただきたいと思います。

7番議員が聞いたのは、全会一致でないといかんということを委員会が意思統一をして、機 関決定をした事項なのかどうなのかということの確認だったので、それは違うということです から、今の話を聞くと。きちっとその辺はクリアにしていただきたいというふうに思います。

〇議長(岡林守正君) 委員長。

(議会政治倫理条例制定特別委員会委員長 森 一美君委員長席)

- ○議会政治倫理条例制定特別委員会委員長(森 一美君) 7番議員の質問にも答えておるとおり、私の意見として出しましたという話、機関決定はしておりません。
- ○議長(岡林守正君) ほかに質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) 質疑なしと認めます。

以上で、委員長報告に対する質疑を終わります。

議会政治倫理条例制定特別委員会委員長は自席にお戻り願います。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

議会政治倫理条例制定特別委員会調査結果報告についてを採決いたします。

議会政治倫理条例制定特別委員会調査結果報告について、賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(岡林守正君) 起立多数であります。

よって、議会政治倫理条例制定特別委員会調査結果報告については可決されました。

議会政治倫理条例制定特別委員会につきましては、ただ今の調査結果報告が可決されたことにより、特別委員会は解散となりますので、ご報告いたします。

ただ今、市長から同意案第3号「土佐清水市教育委員会委員の任命について」から同意案第5号「土佐清水市教育委員会委員の任命について」までの同意案3件の議案が提出されました。 お諮りいたします。

この際、同意案第3号から同意案第5号までの3件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、同意案第3号から同意案第5号までの3件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

同意案第3号から同意案第5号までの3件を議題といたします。

村上康雄君の退場を求めます。

(村上康雄君 退場)

○議長(岡林守正君) 職員に議案の朗読をいたさせます。

(議案朗読)

○議長(岡林守正君) 朗読は終わりました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 杉村章生君登壇)

〇市長(杉村章生君) ただ今ご提案いたしました同意案第3号から5号までの3件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、市教育委員会委員の任命に伴う同意案であります。

まず、同意案第3号につきましては、平成21年7月17日より同委員として、また教育長としてご尽力を賜っております村上康雄氏が、本年12月23日をもちまして任期満了となります。

同氏の教育振興に対する豊富な経験と知識はもとより、人格識見とも同委員として最も適任 者であると考え、引き続き同氏を選任いたしたく、ご提案するものであります。

次に、同意案第4号及び5号につきましては、平成20年12月24日より同委員としてご 尽力を賜っております山脇純子氏と竹葉秀三氏の両氏が本年12月23日をもちまして任期満 了となります。

この間、両氏の教育振興に尽力された功績はまことに大きく、そのご苦労とご努力に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げるところであります。

つきましては、その後任の教育委員といたしまして、林健太郎氏と竹田 暢氏を任命いたしたいと考えるところであります。

林氏は、平成21年度より、幡陽小学校のPTA副会長を務められ、竹田氏におかれまして も、長年、高等学校に勤務し、校長を歴任されるなど、両氏ともにその豊富な経験と見識は、 教育委員として最も適任であると考え、ご提案申し上げる次第であります。どうかご同意賜り ますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。ありがとうございました。

○議長(岡林守正君) 提案理由説明は終わりました。

お諮りいたします。

本件は、人事案件でもありますので、質疑及び委員会付託並びに討論を省略し、採決いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、質疑及び委員会付託並びに討論を省略し、採決することに決しました。 直ちに採決いたします。

同意案第3号「土佐清水市教育委員会委員の任命について」同意の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、同意案第3号は同意されました。

村上康雄君の入場を求めます。

(村上康雄君 入場)

〇議長(岡林守正君) 次に、同意案第4号「土佐清水市教育委員会委員の任命について」 同意の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、同意案第4号は同意されました。

次に、同意案第5号「土佐清水市教育委員会委員の任命について」同意の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、同意案第5号は同意されました。

ただ今、市長から同意案第6号「監査委員の選任について」の議案が提出されました。 お諮りいたします。

この際、同意案第6号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、同意案第6号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

同意案第6号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、永野裕夫君の退場を求めます。

(永野裕夫君 退場)

○議長(岡林守正君) 職員に議案の朗読をいたさせます

(議案朗読)

○議長(岡林守正君) 朗読は終わりました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 杉村章生君登壇)

〇市長(杉村章生君) ただ今、ご提案いたしました同意案第6号につきまして、提案理由の ご説明を申し上げます。

本案は、監査委員の選任同意案であります。

監査委員の岡崎宣男氏より辞職の申し出がありました。岡崎氏には、この間、多大なご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

つきましては、後任といたしまして、永野裕夫氏を選任することについて、ご同意をお願い するものであります。

ご承知のとおり、永野氏は、10年にわたり市議会議員として市政に携わり、その経験と識見は、本市監査委員として適任であると確信いたすところであります。どうかご同意賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。ありがとうございました。

○議長(岡林守正君) 提案理由説明は終わりました。

お諮りいたします。

本件は、人事案件でもありますので、質疑及び委員会付託並びに討論を省略し、採決いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、質疑及び委員会付託並びに討論を省略し、採決することに決しました。直ちに採決いたします。

同意案第6号「監査委員の選任について」同意の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(岡林守正君) 起立多数であります。

よって、同意案第6号は同意されました。

永野裕夫君の入場を求めます。

(永野裕夫君 入場)

○議長(岡林守正君) ただ今、市議会議案第11号「土佐清水市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」から市議会議案第14号「土佐清水市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について」までの市議会議案4件の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第11号から市議会議案第14号までの4件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第11号から市議会議案第14号までの4件を日程に追加し、議題と することに決しました。

市議会議案第11号から市議会議案第14号までの4件を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、武藤 清君。

(議会運営委員会委員長 武藤 清君登壇)

○議会運営委員会委員長(武藤 清君) 提案理由の説明を行います。

市議会議案第11号「土佐清水市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」でありますが、地方自治法の改正に伴い、条項の整理を行うとともに、本会議においても公聴会の開催、参考人招致が可能となったことから、所要の改正を行うものであります。

また、地方自治法に基づく議会の運営に関し、協議又は調整を行うための場として、正副委員長会をその対象としていたところでありますが、この正副委員長会における協議の円滑化を図るため、構成員のスリム化を行うものであり、このことについても改正を行うものであります。

市議会議案第12号「土佐清水市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」でありますが、地方自治法の改正により、委員会に関する規定が簡素化され、委員の選任方法、 在任期間等について、条例に委任されたことから、所要の改正を行うものであります。

また、先ほど、市長提案の土佐清水市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてが可 決されたところであります。このことにより、総務文教常任委員会の所管に一部変更が生じま すので、その旨、一部改正するものであります。 具体的には、総務文教常任委員会の所管に収納推進課を追加するものであります。

市議会議案第13号「土佐清水市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について」でありますが、地方自治法の改正により、「政務調査費」が「政務活動費」へ名称変更となり、交付目的も「議員の調査研究、その他の活動に資するため」と改められました。

これに合わせ、「土佐清水市議会政務調査費の交付に関する条例」を廃止し、新たに「土佐清水市議会政務活動費の交付に関する条例」として制定するものであります。

なお、今回の自治法改正では、政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならないこととなることから、その旨、記載するとともに、政務活動費の使途の透明性の確保に努めること等についても記載するものであります。

市議会議案第14号「土佐清水市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について」でありますが、地方自治法改正により、「政務調査費」が「政務活動費」へ名称変更となります。

このことにより、土佐清水市議会基本条例中の政務調査費を政務活動費に改める必要が生じますので、その旨改正するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同いただきますようお願いいたします。

○議長(岡林守正君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第11号について質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(岡林守正君) 質疑なしと認めます。

次に、市議会議案第12号について質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) 質疑なしと認めます。

次に、市議会議案第13号について質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) 質疑なしと認めます。

次に、市議会議案第14号について質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

市議会議案第11号から市議会議案第14号までの4件については、会議規則第37条第 3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第11号から市議会議案第14号までの4件については委員会付託を省略することに決しました。

市議会議案第11号から市議会議案第14号までの4件の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(岡林守正君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

市議会議案第11号「土佐清水市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を採 決いたします。

市議会議案第11号「土佐清水市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」原案 に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、市議会議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、市議会議案第12号「土佐清水市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

市議会議案第12号「土佐清水市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」原 案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、市議会議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、市議会議案第13号「土佐清水市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について」を採決いたします。

市議会議案第13号「土佐清水市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について」原案 に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、市議会議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、 市議会議案第14号「土佐清水市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

市議会議案第14号「土佐清水市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について」原案 に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、市議会議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第4、「議員派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び土佐清水市議会会議規則第160条の規定に基づき、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名等の諸手続について、議長にご一任願いたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の議員派遣については、必要に応じ議長に一任することに決しました。

2番森 一美議員より提案のありました議場に国旗を掲示することについては、賛否両論は ありましたが、引き続き様子を見ていくことといたします。

また、永野裕夫議員より提案のありましたタブレット端末の議場への持ち込みについては、 慎重な対応が必要であり、持ち込みは現時点ではできないものと判断いたします。

以上をもちまして、今期定例会の全日程を終了いたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長。

(市長 杉村章生君登壇)

〇市長(杉村章生君) 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会は、12月4日開会以来、連日ご熱心にご審議賜りまして、厚く御礼を申し上げます。 ご提案いたしました各議案について、それぞれ適切なるご決定を賜り、ありがとうございま した。

さらに、追加の人事案件につきましても、ご承認いただきまして感謝申し上げます。

来年4月の新清水中学校開校に向けて、建設工事も順調に進んでおります。無難なスタートとなるよう、また開校後の一層充実した教育発展のために全力で対応してまいる所存であります。

このたび、11月30日付で、かねて申請しておりました国の構造改革特別区域法に基づく 土佐清水市リキュール特区が認定され、さらに地域再生法に基づくだしは文化、食は絆プロジェクト計画も認定されました。

これらによって、さらに一層、特産品の開発また充実強化に努めるとともに、伝統産業振興 による雇用創出に全力を挙げてまいる所存であります。

さて、16日の総選挙の結果、政権が変わりました。自公で325席という劇的な大勝利でありますが、予想を超えており、一抹の不安もあります。私たちは、地方自治体として、中央政府や国会状況にいやおうなく支配されますけれども、行政の激変は好ましくありません。市民・国民の生活安定、福祉向上、地方財政の強化、地方自治の進展の方向に発展されることを強く希望するところであります。そして経済不況の克服に始まり、外交、教育、福祉全般の安定と発展、そして画期的な変化と発展を求めたいと思います。

何よりもまず、安定した内閣の出現こそ望まれるところであります。

そして、地方の特に雇用創出こそが全力で取り組まなくてはなりません。皆様におかれましても、この1年を振り返り、今後ますます政治活動に励まれ、市政発展に寄与せられますようご祈念を申し上げ、また、ご健康、ご多幸を合わせてお祈り申すところであります。

私たち執行部も全員一丸となって、市民生活の安定向上と福祉の増進、そして防災のための対策に全力を尽くしてまいる所存であります。

何よりも来年がよき年になりますよう、市民の皆様のご多幸をお祈りしつつ、ご挨拶といた します。ありがとうございました。(拍手)

〇議長(岡林守正君) 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る12月4日に開会され、平成24年度一般会計補正予算をはじめ、各条 例改正や市民文化会館の指定管理者の指定などの議案が提出されました。

本日までの17日間にわたる会期でございましたが、議員各位におかれましては、熱心な審議をいただく中で、各案件ともそれぞれ適切なるご決定をいただき、ここに閉会の運びとなりました。議員各位の特別なご協力に対しまして、心から感謝を申し上げます。

また、執行部の皆さんには、会期中、何かとご協力を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

これから年の瀬を迎え、何かと慌ただしく、寒さも厳しくなってまいります。議員各位をは じめ、執行部の皆様方におかれましては、くれぐれもご自愛の上、皆様おそろいでよい新春を お迎えになりますよう、また、市民の皆様方が輝かしい新年を迎えられ、幸多い年となること をご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。どうもありがとうございました。(拍 手)

午後 2時05分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議 長

副議長

署名議員

署名議員